

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立夜須高原青少年自然の家利用細則

制 定 令和5年6月8日

第1条 この細則は国立夜須高原青少年自然の家利用規程(以下「利用規程」という。)第3条3項および第5条に基づき利用の諾否に係る事項について定めるものとする。

第2条 所長は以下の各号について留意し、確認の上で利用の諾否を判断するものとする。

- 一 利用申込み団体の設立趣旨・目的、日頃の活動内容及び今回の研修の趣旨等が国立青少年教育振興機構利用規則第4条に掲げる行為を行う団体又は行うおそれのある団体に該当しないこと。
  - 二 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある団体でないこと。
  - 三 社会情勢等に鑑みて、当該団体が国立夜須高原青少年自然の家で活動を行うことにより中立性を損なう等メディア(SNSを含む。)等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、当施設のイメージや信頼性を低下させるおそれのある活動内容でないこと。
- 2 所長は、必要に応じ、利用申込みの内容以外の当該団体の活動について確認を行うものとする。

第3条 利用の諾否の結果について、所長は速やかに団体に通知するものとする。

附 則

この細則は、令和5年6月8日から実施する。